

[事案 28-335] 契約無効請求

・平成 30 年 2 月 8 日 和解成立

<事案の概要>

60 歳時に受け取れる金額について募集人から誤った説明を受けたことを理由に、契約の取消しおよび既払込保険料の返還を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 27 年 11 月に契約した外貨建個人年金保険について、以下の理由により、契約を取り消し、既払込保険料の全額を返還してほしい。

- (1) 3 年間は月 16 万 7,000 円、3 年後からは月額 3 万円を支払えば、60 歳で 3,000 万円近く受け取れると説明され、そのように誤信して契約した。
- (2) 募集時に、上記の内容が記載された手書き資料を用いて説明を受けたが、その資料は交付されなかった。また、設計書も交付されなかった。
- (3) 10 年間は解約しないほうがいいが、それ以降は募集人が為替変動を見て、解約に適した時期を教えるので安心して契約するよう言われた。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は、申立人と 3 回にわたり面談し、パンフレットや設計書を利用して商品内容を説明している。申込日にも、契約締結前交付書面、ご契約のしおりを使用して説明したうえで、これを交付した。
- (2) 募集人は、保険料の将来の減額が可能であることは説明したが、3 年後に 3 万円に減額するプランを勧めたものではない。申立人から、60 歳までに 3,000 万円を貯めたいと相談されたが、実現は難しい旨を回答した。
- (3) 設計書については、将来保険料の減額や払込みを停止する可能性があり、その際に申立人が混乱するのを避けるため、交付しなかった。
- (4) 募集人が「支払終了時には受け取る金額が 3,000 万円近くになっている」旨の手書き資料を申立人に提示した事実はない。手書き資料も利用したが、保険料の払込みが短期である方が積立額は多くなるという具体例を示した資料であり、申立人には交付していない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人が本契約は 60 歳時に 3,000 万円近く受け取れる内容と誤信していたとは認められないものの、以下の理由により、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

- (1) 募集人は申立人に対し「3,000 万円の貯蓄は無理だ」と言うのみで、支払可能な毎月の保険料や貯蓄目標額など申立人の具体的なニーズについて確認していない。また、保険料について、募集人は、自らの都合（手数料の確保）と申立人の使用可能な貯蓄額にもとづい

て決めたことを認めている。

- (2) 募集人は、将来の不確定要素が多いため、保険料をどのくらいにすればいくら貯まるのかの目安となり得る設計書を申立人に交付しなかったと主張しているが、そのような状況では、保険料額の異なる複数の設計書を示すなどして通常よりも丁寧な説明をすべきものと言える。設計書は契約者にとって、契約を締結するか否かを判断するにあたり最も重要な資料の一つであるから、特別な事情が無い限り、募集時に設計書を交付すべきである。とりわけ、申立人のニーズは将来のための貯蓄にあり、募集人もその点は認識していたのであるから、設計書は契約締結の判断に必須と言え、交付しない理由はない。
- (3) 当初の月額保険料を維持すれば、申立人が 60 歳時に 3,000 万円近く受け取ることも十分可能であったところ、募集人の主張には整合性がない。
- (4) 以上を踏まえると、本件募集行為が不適切なものであったことは明らかであり、また募集人が不適切な説明をしたと認定することはできないまでも、その可能性を否定できない。